

JFA 第 33 回全日本 O-30 女子サッカー大会 四国大会 大会要項

1. 趣 旨 公益財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という）は、30 歳以上の女性を主な対象に普及を主目的として本大会を開催する。本大会は、女子サッカーの普及促進のため開催するものであり、大会に参加する女性がサッカーを通じて友好と親睦を深め、さらには、生涯スポーツとしてのレディースサッカーの浸透・発展に寄与することを目的とする。この大会は、その地域予選である。

2. 名 称 JFA 第 33 回全日本 O-30 女子サッカー大会 四国大会

3. 主 催 一般社団法人四国サッカー協会

4. 主 管 一般社団法人愛媛県サッカー協会

5. 期 日 2021 年 12 月 5 日

6. 会 場

7. 参加資格

(1) 1991 年（平成 3 年）12 月 31 日以前生まれの本協会登録選手（女性）によって構成されたチームであること。なお、当該チームは本協会の加盟登録チームである必要はない。

(2) 外国籍選手：5 名まで登録でき、1 試合 3 名まで出場できる。

(3) 移籍選手：本大会の予選を通して選手は他のチームで参加（参加申込）していないこと。

※チーム編成は、あくまでも人数の都合上等単独チームとして参加できない場合にのみ可能となるものであり、普及を目的とする大会であることの主旨に鑑み、極端な勝利目的の為のチーム編成は行わないこと。

8. 参加チーム及びその数

参加チームは、四国 4 県より各 1 チームまでとする。なお、1 県の不参加があった場合は、開催県を 2 チームとする。開催県が 1 チームのみの参加の場合は前年度優勝県が 2 チームまで出場できる。また、いずれにも該当しない場合は、出場チーム数により大会形式等を決定する。

9. 大会形式

(1) 参加が 4 チームの場合：ノックアウト方式で行う。3 位決定戦は行わない。

(2) 参加が 2 チーム以下の場合：直接対決とし、ノックアウト方式により決定する。

(3) 今大会は無観客試合とする。

10. 競技規則 大会実施年度の（公財）日本サッカー協会「サッカー競技規則」による。

11. 競技会規程

以下の項目については本大会の規定を定める。

(1) 競技者の数

① 競技者の数：11 名

② 交代要員の数：7 名以内

③ 交代を行うことができる数：自由な交代（交代して退いた選手が交代要員となって再び出場できる。但し、交代の手続きはサッカー競技規則第 3 条に則って行う。）

④ ピッチ上でプレーできる外国籍選手の数：3 名以内

(2)役員の数 テクニカルエリアに入ることができる役員の数：5名以内

(3)テクニカルエリア：設置する

(4)競技者の用具

①ユニフォーム

a. 本協会のユニフォーム規程に基づいたユニフォームを使用しなければならない。

b. ユニフォーム（シャツ・ショーツ・ソックス）については、正の他に副として、正と色彩が異なり判別しやすいユニフォームを参加申込書に記載し、各試合に必ず携行すること（FP・GK用共）。

c. シャツの前面・背面に参加申込の際に登録した選手番号を付けること。ショーツの選手番号についてはつけることが望ましい。

d. ユニフォームの色、選手番号の参加申込締切日以後の変更は認めない。

e. ユニフォームへの広告表示については本協会「ユニフォーム規程」に基づき承認された場合のみこれを認める。

(5)試合時間

①試合時間：50分（前・後半25分）

ハーフタイムのインターバル（前半終了から後半開始まで）：原則として10分

②試合の勝者を決定する方法（試合時間内で勝敗が決しない場合）

□リーグ戦となった場合：引き分け

□ノックアウト方式（準決勝）：PK方式により勝者を決定する。（延長戦は実施しない）

□ノックアウト方式（決勝戦）：10分（前後半5分）の延長戦を行い、なお、決しない場合はPK方式により勝者を決定する。

□延長戦に入る前のインターバル：3分間

□PK方式に入る前のインターバル：1分間

③アディショナルタイムの表示：行う

(6)マッチコーディネーションミーティング：各試合競技開始時間の70分前に実施する。

ただし、リーグ戦の場合の第2試合移行については、前の試合が終わり次第実施する。

※メンバー提出用紙および選手証を持参の上、提出すること。

(7)その他

①第4の審判員の任命：行う

12. 懲罰

(1)本大会の予選は懲罰規定上の同一競技会とみなし、予選終了時点で未消化の出場停止処分は本大会において順次消化する。ただし、警告の累積による場合を除く。

(2)本大会は、本協会「懲罰規程」に則り、大会規律委員会を設ける。

(3)大会規律委員会の委員長は女子委員長とし、委員については委員長が決定する。

(4)本大会期間中に警告を2回受けた選手は、次の1試合に出場できない。

(5)本大会において退場を命じられた選手は、自動的に次の1試合に出場できず、それ以降の処置については大会規律委員会において協議し、四国サッカー協会規律裁判委員会が決定する。

(6)本実施要項に記載事項にない懲罰に関する事項は、大会規律委員会にて決定する。

13. 大会参加申込

(1)1 チームあたり参加申込し得る選手数は、30名を最大とする。参加申込した最大30名の選手の中から、各試合メンバー用紙提出時に選手最大18名を選出する。

(2)参加申込は、所定の申込書1部（必ず、所属サッカー協会長の印を捺印すること）とプライバシーポリシー同意書1部を期日までに下記宛に送付すること。

(3)申込期限：2021年11月26日（金）必着

(4)参加申込締切以降、選手の変更は原則認めない。

〒790-0914 松山市三町3丁目12-13-105

（一社）愛媛県サッカー協会 「JFA第33回全日本O-30女子サッカーワールドカップ四国大会」 宛

14. 参 加 料

10,000円

15. 選 手 証

本協会登録および本大会に参加申込を完了した選手のみが試合に出場する権利を有する。各チームの登録選手は、原則として本協会発行の選手証を持参しなければならない。ただし写真貼付により、顔の認識ができるものであること。

※選手証とは、本協会WEB登録システム「KICK OFF」から出力した選手証・登録選手一覧を印刷したもの、またスマートフォンやPC等の画面に表示したものと示す。但し、セキュリティ等の都合上プリントアウトしたものが望ましい。

16. 表 彰

優勝：表彰状、優勝杯

準優勝：表彰状

17. 傷害補償

チームの責任において傷害保険に加入すること。

大会会場において疾病・傷害が発生した場合、大会主催側は原則として応急処置のみを行うものとする。

18. 組み合わせ：四国女子委員会において決定する。

19. 開会式：行わない。

20. 閉会式：決勝戦終了後、決勝戦の会場において行う。

21. その他

(1)大会要項に規定されていない事項については女子委員会において協議の上決定する。

(2)マッチコーディネーションミーティングに於いて、両チームのユニフォームの決定、諸注意事項の説明等を行う。このとき、必ずユニフォームを正・副持参すること。

(3)大会規定に違反があった場合や、その他の不都合な行為があったときは、そのチームの出場を停止することがある。

(4)落雷等、自然災害の発生時においては、大会本部の判断により試合を中止することがある、中止された試合については再試合を原則とするが、別途定めるところにより、打ち切り試合とすること

がある。

(5)本大会の優勝チームに全国大会の出場権を与える。